

消費者教育に関する啓発の取組について（奈良県消費生活センター）

I これまでの取組

- ・消費者教育普及事業による学校を対象とした講座の実施。
（高等学校3校 中学校1校）
- ・消費者教育に関する高等学校へのアンケート調査の実施。
（県立高校33校 市立高校2校 特別支援学校10校 私立高校16校 中等教育学校2校）
- ・その他
（移動講座29回 サポーター派遣45回 講演会5回 パネル展示 新聞を通じた情報提供等）

II 平成26年度における取組

【事業目標】

- ・自ら考え行動する消費者を育成するため、消費者教育に関する講座及び啓発事業を先駆的に実施し、その成果を検証する。「消費者教育推進計画」策定後は、同計画に基づき事業展開を図る。
- ・消費者教育の実施者（市町村職員、消費生活相談員、教員、企業担当者等）の資質向上のため、消費者教育の技術、手法及び情報等を収集・蓄積し、今後、各現場での事業推進を支援する。

【実施計画】

- ・年少者から高齢者まで各ステージにおいて、機会に応じ、センター消費生活相談員による消費者教育講座を実施する。今年度は、高等学校の生徒を対象とした講座を重点的に実施する。
- ・国や消費者教育関係団体等が作成した消費者教育に関するリーフレット、パンフレット、DVD ビデオ等の教材を収集する。
- ・講座の内容を印象づけるための啓発グッズを作成する。

【事業実績】

1 消費者教育講座（実施予定を含む。）

○ 中学校（2校）

（テーマ）児童に消費者としての自覚を促すこと

（内容）クーリング・オフ、未成年者契約などの消費者契約について
インターネットの無料サイト、オンラインゲームなどのトラブルについて

（特徴）パワーポイントでの教材作成、DVD の視聴、クイズの実施などを通じて、わかりやすく興味を持てるよう講座内容を工夫。

○ 高等学校（14校）

（テーマ）若者に多い消費生活トラブル

（内容）若者に多い消費生活トラブル事例の紹介
クーリング・オフ、未成年者契約などの消費者契約について

- (特徴)
- ・パワーポイントや DVD の映像情報を取り入れ、クイズの実施などを通じて、わかりやすく興味を持てるよう講座内容を工夫。
 - ・「もし、あなたが消費者トラブルにあったら」(消費者庁)をテキストに使用。ネットショッピング、おしゃれ、マルチ商法等のトラブル事例を学習。
 - ・事前に担当教師と打合せ、それぞれの学校に合わせた講座内容を構成。
 - ・講座の内容を印象づけるため啓発グッズ(クリアファイル)を配布。

○ 大学(1校)

- (テーマ) 消費生活センターの役割と最近の相談事例
- (内容) 未成年者契約、クーリングオフなどの消費者契約について
- (特徴)
- ・消費者関連法のゼミ学生を対象に実施。
 - ・商品テストの説明とセンター施設見学。

○ 高齢者(3回)

- (テーマ) 高齢者に多い消費生活トラブルについて
- (内容) 悪質商法に対する予防と対処方法
消費生活センターの利用について
- (特徴) 五條市老人クラブ連合会の依頼により、市内3カ所で実施。

○ 消費生活サポーターの研修(2回)

- (テーマ) 暮らしの安全・安心を確保するために
- (内容) 見守りの重要性とネットワークの構築
- (特徴)
- ・地域における啓発活動を行うボランティアを対象に実施。
 - ・消費者啓発活動のための基礎知識を学習。

2 啓発グッズの作成

高等学校の講座内容を印象づけるため啓発グッズ(クリアファイル)を作製。
クリアファイルは、県立高円高等学校美術科生徒が作成したイラストを使用。
(作製部数 3,000部)

III 平成27年度における取組

- ・消費者教育講座の対象者の拡充を図る。特に、消費者被害の相談が多い高齢者や学生を対象とした講座の実施機会の拡大を図る。
- ・消費者教育講座について、教育講座の実施マニュアル化を作成するとともに、講座用教材の収集、作成を行う。
- ・啓発のためのパンフレットやグッズの作成。
- ・消費者教育の担当教員や消費生活相談員などを対象とした情報交換会や消費者教育関連イベントの開催。